

労働者協同組合に関するQ&A

(2022年10月20日時点)

No	分類	質問内容	回答	関連条文
1	労働者協同組合の通則	労働者協同組合について教えてください。	労働者協同組合とは、労働者協同組合法(令和2年法律第78号)に基づいて設立された法人で、組合員が出資をし、それぞれの意見を反映して組合の事業が行われ、組合員自らが事業に従事することを基本原理とする組織です。	-
2	労働者協同組合の通則	設立する法人の名称を決めるにあたって、注意することはありますか。	名称中に「労働者協同組合」という文字を用いることが義務付けられています。また、他の法人(「株式会社」「生活協同組合」など)と間違われる文字を用いてはいけません。労働者協同組合でない者が労働者協同組合という名称を使うこともできないので注意が必要です。(法第4条)	第4条
3	労働者協同組合の通則	基本原理の一つである、意見反映とはなんでしょうか。	組合員は、一人一票の議決権及び選挙権があり、組合員の意見を反映して事業・経営を行います。意見反映の方法は定款に定め、また総会でその実施状況及び結果を報告しなければなりません。	第11条1項、第3条2項4号、第29条1項12号、第66条1項
4	労働者協同組合の事業	基本原理の一つである、従事とはなんでしょうか。	組合員には、原則として、組合の事業に従事する必要があります。労働者協同組合は、出資をする組合員自身が働く組織であるため、出資のみをして働かないことは原則として認められていません。ただし、育児や介護等の家庭の事情等で一時的に働くことができない場合などの例外も認められています。	第6条、第8条1項・2項、第15条2項1号
5	労働者協同組合の事業	労働者協同組合が行うことのできる事業について、何らかの制限はあるのですか。	組合が行うことのできる事業については、労働者派遣事業以外には制限はありません。ただし、許認可等が必要な事業についてはその規制を受けます。	第7条
6	労働者協同組合の事業	事業従事など、人数要件について分かりやすく教えてください。	① 総組合員の5分の4以上の数の組合員は、組合の行う事業に従事しなければならない(法第8条) 事業に従事する意思はあるものの、家庭の事情等で従事できない場合も想定されるため、そのような組合員が一定程度存在することを許容するものです。 ② 組合事業に従事する者の4分の3以上は、組合員でなければならない(法第8条) 実際の事業活動においては、繁忙期における人手不足などでアルバイト(非組合員)を事業に従事させる必要が生じる可能性があります。また、出資額の全額の払込みが完了した時に組合員となることが法定されているため、定款上で出資の分割を認めている場合は、従事しながら組合員になろうとする方も出てくると想定しています。実際の必要性を鑑み、組合原理を損なわないよう、事業活動に柔軟性を持たせるものです。	第8条
7	労働者協同組合の事業	組合員でなければ組合の事業に従事することができないのですか。	非組合員でも組合の事業に従事することは可能です。ただし、組合の行う事業に従事する者の4分の3以上は組合員でなければならないことに留意してください。	第8条
8	労働者協同組合の事業	事業従事にあたっての人数要件(5分の4)との関係で、これを満たせない場合には事業に従事しない組合員をすぐに除名すべきでしょうか。	総組合員の5分の4以上の組合員が組合の行なう事業に従事しなければならないところ、これを満たすことができない可能性が出てきた場合に、業務に従事していない組合員が除名されるおそれがないよう、単に事業に従事しないことではなく、長期間にわたって組合の行う事業に従事しないことを除名事由として位置付けているほか、除名に当たっては、総会の議決を要する等厳格な手続きが定められています。	第8条
9	労働者協同組合の組合員	法人が労働者協同組合の組合員になることはできますか。	法人が労働者協同組合の組合員になることはできません。	第6条

No	分類	質問内容	回答	関連条文
10	労働者協同組合の組合員	なぜ出資が必要なのですか。	組合員が出資することは労働者協同組合の基本原理の1つです。このため、組合員には出資の必要があり、組合員自らが出資することにより組合の資本形成を図ります。これにより組合員による自主的・自立的な事業経営を目指します。	第9条1項、第12条2項、第15条2項2号、第29条1項7号
11	労働者協同組合の組合員	出資金は、いくらぐらい必要ですか。	出資金は、株式会社の資本金に該当するものです。組合員それぞれが一口以上出資し、最初に必要な額は事業によって異なります。(法第9条)	第9条
12	労働者協同組合の組合員	出資金の額の設定はどのように考えたらよいでしょうか。	想定している実施事業の初期投資費の見通しを立て、設立時の組合員数等を勘案して、適切な金額を設定することが考えられます。	第9条
13	労働者協同組合の組合員	設立する際に必要な最低出資額は、いくらですか。	最低出資額は定められていません。	第9条
14	労働者協同組合の組合員	出資制限が設けられている理由について教えてください。	一組合員の出資口数は、総口数の100分の25を超えてはならないこととされています(法第9条)。出資金額に関わらず一人一票の原則はあるものの、一人の組合員にあまりに出資が偏れば、この原則が形骸化してしまう恐れがあること、その組合員が脱退してしまうことによって経営基盤が傾いてしまう恐れがあること、が主な理由です。 なお、この規定は組合員の数が3人以下の組合については適用されません。	第9条
15	労働者協同組合の組合員	保有出資口数の制限はあるのですか。	一組合員の出資口数は、総口数の25/100を超えてはならないこととされています。	第9条
16	労働者協同組合の組合員	組合員の責任の範囲について教えてください。	組合員の責任は、その出資額を限度とし、出資額を超えて責任を負うことはありません。これは、組合員は組合員となる際に組合に対して出資をする義務を負うだけで、仮に組合が破産した場合であっても、組合が組合の債権者に対して負っている債務を組合に代わって弁済する義務を負わないということです。	第9条第5項
17	労働者協同組合の組合員	組合と組合員が労働契約を締結するのはなぜですか。	組合員を労働者として保護する観点から、組合は組合員(除く理事長、専任理事、監事)と労働契約を結ぶこととされています。そのため、組合員は法的に組合の労働者となり、労働基準法、最低賃金法、労働組合法などの労働関係法令が基本的に適用されます。	第20条
18	労働者協同組合の設立	設立するにはどうしたらよいか教えてください。	設立については、準則主義※によるものとし、3人以上の発起人がいれば設立できます。手続きとしては、定款の作成、創立総会の開催・定款内容の承認等、法第22条～第26条の要件を満たした上で、登記事項証明書及び定款を添えて、組合の成立並びに役員の名及び住所を各都道府県の設立対応窓口へ届け出ることが必要です。 ※準則主義 法人の設立に関して、あらかじめ法律で定めた要件を満たせば当然に法人格を付与する制度のことです。	法第22条～第26条
19	労働者協同組合の設立	準則主義とはどのようなものですか。認可主義や認証主義とはどう違うのでしょうか。	法人の設立に関して、あらかじめ法律で定めた要件を満たせば当然に法人格を付与する制度のことです。労働者協同組合や株式会社の設立等で採られています。認可主義とは、法人の設立に行政機関の認可が必要となる制度で、企業組合や消費生活協同組合の設立等で採られています。認証とは法定要件を満たせば、原則的に書面審査により行政が認証する制度で、NPO法人の設立等で採られています。	-

No	分類	質問内容	回答	関連条文
20	労働者協同組合の設立	組合員は、何名必要ですか。	組合員(会社等という社員)は、3人以上が必要です。	第22条
21	労働者協同組合の設立	一人でも設立できますか。	労働者協同組合を設立するには組合員になろうとする3人以上の者が必要となります。	第22条
22	労働者協同組合の設立	設立時の代表理事はどのように決めたらよいでしょうか。	代表理事は理事会で、理事の中から選定することが原則です。そのため、創立総会で理事が選任された以降に理事会を開催して選定してください。その他に、(ア) 定款に設立時代代表理事の氏名を直接記載する方法(組合成立後の代表理事の定め方が別に設けられている場合には、創立総会時の最初の代表理事に限る旨を明示しておく必要があります。)、(イ) 定款に発起人の互選による旨の規定を置き、発起人が互選する方法、(ウ) 定款に設立時理事の互選による旨の規定を置き、設立時理事が互選する方法を採用することも可能と考えられます。	-
23	労働者協同組合の設立	新規に設立する場合の期間はどのぐらいかかりますか。	組合員になろうとするメンバーが固まり、書類が整ってからおおよそ1～2ヶ月程度かかります。設立にあたっては創立総会を開く必要があり、その公告を開催日の2週間前までにする必要があります。総会の前までには定款、収支予算、事業計画の作成などがあり、また、総会後には出資の払込を完了させ、登記申請となります。定款や収支予算の作成、出資の払込完了については設立しようとする組織の規模等によって異なってくるため期間がどれくらいかは一概には言えませんが、設立にあたっては上記の過程にどれくらいかかるかを考慮したうえで設立日を設定することが考えられます。	第23、25、26、27条
24	労働者協同組合の設立	創立総会の公告とはなんですか。	公告とは、組合(創立総会の場合は発起人)の意思を内外に表示・周知することを意味します。 創立総会を開催するためには、発起人は、会議開催日の少なくとも2週間前までに「定款」と「会議の日時及び場所」を公告しなければならないことが定められています(法第23条)。なお、事業計画、収支予算の概要等を記載した設立趣意書も併せて公告することが望ましいです。 創立総会の公告は、組合の設立同意者を広く求めるために法定されており、省略することはできませんが、その方法は法定されていないので、組合の事務所の店頭に掲示する方法、新聞に掲載する方法等適宜の方法をとれば足りります。 なお、組合成立以降の公告方法は定款絶対的記載事項であり、①当該組合の事務所の店頭に掲示する方法、と明記するほか、①に加えて、②官報に掲載する方法、③時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法又は④電子公告による方法のいずれかの方法を定めることができます。また、公告の方法を定めた後は、公告事由に限らず、常に同一の方法で行う必要があり、例えば、①又は②などと選択的な定め方はできず、①も②も実施することとなります。 なお、④電子公告を行う場合には、ホームページへ掲載するのみでは足りず、適正に掲載がなされているかについて、その都度、電子公告調査機関の調査を受ける必要があることに留意してください。	-
25	労働者協同組合の設立	創立総会の開催のために法律で定められた条件はありますか。	創立総会を開催するためには、発起人は、会議開催日の少なくとも2週間前までに「定款」と「会議の日時及び場所」を公告しなければならないことが定められています(法第23条第1項及び第2項)。 また、創立総会の開催日までには、組合員たる資格を有する者の設立の同意の申し出が必要です。 創立総会は、設立同意を申し出たものの半数以上が出席する必要があり、議決は出席者の3分の2以上で決することとなります(法第23条第5項)。なお、代理出席は一定の条件のもと認められています(法第23条第8項において準用する法第11条)。	-
26	労働者協同組合の設立	設立登記の申請窓口はどこになりますか。	主たる事務所の所在地を管轄する法務局です。その法務局に法人設立の登記申請をすることで組合は成立します。	第27条

No	分類	質問内容	回答	関連条文
27	労働者協同組合の設立	組合の設立登記で、登記する事項は何ですか。	組合の設立登記は、労働者協同組合法のほか、組合等登記令(昭和39年政令第29号)の規定に基づいて行うこととなります。組合の登記においては次の事項を登記しなければならないこととされています。なお、設立登記申請書や添付書面の作成にあたってご不明な点があれば、主たる事務所の所在地を管轄する法務局にお問い合わせください。 一 目的及び業務 二 名称 三 事業所の所在場所 四 代表権を有する者の氏名、住所及び資格 五 存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由 六 出資一口の金額及びその払込みの方法 七 出資の総口数及び払い込んだ出資の総額 八 公告の方法 九 電子公告を公告の方法とする旨の定めがあるときは、電子公告関係事項 組合等登記令については以下をご参照ください。 →組合等登記令(昭和39年政令第29号) (https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=339CO0000000029)	第27条
28	労働者協同組合の設立	組合の設立に関して、設立登記後に行うことはありますか。	成立後2週間以内に ①登記事項証明書 ②定款 ③役員の氏名、住所が分かるもの を主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事に届出する必要があります。	第27条
29	労働者協同組合の定款等	定款には、どのような内容を記載したらよいのでしょうか。	記載義務のある事項は15項目あり、「名称」「事務所の所在地」など、会社や他の協同組合と共通する事項に加えて、労働者協同組合法における特徴的な事項があります。特徴的な記載として、「事業を行う都道府県の区域」「組合員の意見を反映させる方策に関する規定」があります(法第29条)。	法第29条
30	労働者協同組合の定款等	定款に記載(記録)しても効力を有しない事項はありますか。	労働者協同組合法に反する事項を記載しても効力はありません。(例:出資配当)	第29条
31	労働者協同組合の定款等	組合員の出資方法は一括支払いのみですか。	定款で定めるところにより、分割払込制とすることも可能です。定款には出資の払込みの方法を定めなければならない、全額払込制又は分割払込制の別その他の方法を記載することとされています。ただし、組合創立時等の出資の第1回の払込みは、法第25条の規定(払込みの金額は、出資1口につき、その金額の4分の1を下回ってはならない等)に従う必要があります。 なお、組合員となるためには、定款で定める方法での出資の払込みを完了させる必要があるため、完了までの間は非組合員となり、従事者数の組合員割合(4分の3)にも留意するようにしてください。	第29条

No	分類	質問内容	回答	関連条文
32	労働者協同組合の役員等	労働者協同組合にはどのような機関が置かれるのですか。	労働協同組合には以下のようなものがあります。 ●必ず置かなければならないもの ・総会 ・理事会(理事全員で構成)組合の業務執行については理事会で決定されます。 ・理事(少なくとも3名) ・監事(1人)※ ●定款で決めて置くことができるもの ・総代会(組合員総数が200人を超える場合) ・組合員監査会(組合員総数が20人以下の場合)※ これらを踏まえると、労働者協同組合の機関設計は次の(1)～(3)の3通りです。 (1)総会+理事会+監事 (2)総会+理事会+組合員監査会 (3)総会+総代会+理事会+監事 ※組合員監査会を設ける場合は監事の設置義務が発生しません。(法第32条、39条、54条、71条)	第32条、39条、54条、71条
33	労働者協同組合の役員等	理事及び監事は誰が選ぶのですか。	法人を構成する組合員が選びます。原則として総会において選挙され、1人1票の無記名投票によって行われます(法第32条)。 監事については、理事・組合の使用人(役員以外の組合員)と兼職ができません。 理事については外部理事が認められていません。しかし、監事については設立した法人組合員総数が1,000人を超えている場合、「少なくとも1人の外部監事を置く」ことが義務付けられていますので、注意が必要です。	第32条
34	労働者協同組合の役員等	理事及び監事の任期はどのようになっていますか。	理事の任期は2年以内の定款で定める期間、監事の任期は4年以内の定款で定める期間です(法第36条)。	法第36条
35	労働者協同組合の役員等	役員の選挙はどういった方法で行うのですか。	総会(総代会)において無記名投票で選挙をします。	第32条
36	労働者協同組合の役員等	外部監事は組合員総数がどのぐらいの規模で置くことになるのですか。	組合員が1,000人を超える組合においては、1名以上の設置義務が発生します。	第32条
37	労働者協同組合の役員等	設立における必要人数は3人ですが、役員の項目では「理事3人、監事1人」という記載があります。設立人数の矛盾がないでしょうか。	理事の定数は3人以上、監事の定数は1人以上とされていますが、監事については外部監事を選任することもできるので、設立における最少の必要人数は3人です。	第32条
38	労働者協同組合の組合員監査会	労働者協同組合における「組合員監査会」とは何ですか。	組合員の総数が20人を超えない労働者協同組合に限り、監事を置かない代わりに、理事以外のすべての組合員で組織する「組合員監査会」を設けることができます。組合員監査会は、理事の職務執行を監査することとされています。 組合員監査会は労働者協同組合法独自の制度です。 特に小規模の組合において、組合員全員が組合の行う営業や日常事務に従事したいというニーズがあります。しかし、監事は兼職が禁止されているため、監事になることでこれらの活動に従事することができなくなる組合員が生じることになることから、監事に代わって、理事の活動を理事以外の各組合員によって監査する仕組みが設けられました。	第54条

No	分類	質問内容	回答	関連条文
39	労働者協同組合の総会等	総会、理事会ではどのようなことを決めるのですか。	●総会 ・総会の議決事項は、定款の変更など6項目です。 ・議事は原則、出席者の議決権の過半数で決されます。 ・定款変更や解散、除名等の重要事項は、 ①総組合員数の半数以上の出席 ②議決権の3分の2以上の多数による議決が必要です。 (法第58条～第71条) ●理事会 ・総会での議決事項を前提に、その個別具体的な業務執行を決めます。 ・理事会は、理事の中から代表理事を選定します。 ・決算関係書類等の承認も行います。 (法第39条、第42条、51条)	総会 →第58条～第71条 理事会 →法第39条、第42条、第51条
40	労働者協同組合の総会等	総会、総代会について教えてください。	総会は、組合の基本原理を具体化する機関で、組合における最高意思決定機関です。総会の種類は①通常総会②臨時総会があります。組合員総数が200人を超える場合は、定款で定めるところにより、総会に代わる機関として、総代会を設けることができます。総代会は、総会に関する規定が準用されています。よって、総代会では総会の権限に基づくあらゆる事項について議決することができますが、総代の選挙(補欠の総代の選挙を除く。)と組合の解散又は合併、事業の全部の譲渡の議決については総代会で行えません。	第58条-70条 第71条
41	労働者協同組合の計算(会計)等	「従事分量配当」の決め方について教えてください。	従事分量配当は定款で定めるところにより、組合員が組合の事業に従事した程度に応じて分配されます。従事した程度の具体的な評価に当たっては、日数、時間等が主な要素になりますが、業務の質や責任の軽重なども考慮することが考えられます。なお、剰余金の処分案は総会(総代会)で承認を得る必要があります。	第51条第8項 第77条
42	労働者協同組合の計算(会計)等	営利を目的としないとありますが、具体的に教えてください。	「営利を目的としない」とは一般的に様々な意味があり、①出資の持分に応じた剰余金の分配を目的としないという意味や、②利益を追求しないことや収益事業を行わないといった意味で使われますが、「労働者協同組合は営利を目的としない」と説明する場合には①の意味で用いられています。	第77条2項
43	労働者協同組合の解散・精算・合併等	労働者協同組合は、どのような場合に解散するのですか。	解散する場合は、次のとおりです。 - 一 総会の決議 - 二 組合の合併(合併により当該組合が消滅する場合に限る。) - 三 組合についての破産手続開始の決定 - 四 定款で定める存続期間の満了又は解散事由の発生 - 五 行政庁による解散の命令 ※一と四の事情により解散した場合は解散から2週間以内に行政庁に届け出る義務があります。	第80条
44	労働者協同組合の解散・精算・合併等	労働者協同組合は、どのような法人と合併することができるのですか。	労働者協同組合は、労働者協同組合とのみ合併できます。	第83条
45	労働者協同組合への組織変更	現に活動する企業組合又はNPO法人に認められている労働者協同組合への組織変更とはなんですか。	法人格の変更の方法の一つである組織変更とは、「会社、組合その他の法人が、解散及び新規設立を行わずに、法人としての人格の同一性を維持しながら、定款変更等によってその組織を変更し、従来とは性格及び法律上の根拠を異にする別種の法人となることをいう」と考えられています(学陽書房「法令用語辞典 第10次改訂版」)。 労働者協同組合法においては、法施行日から3年以内に限り、現に活動する企業組合又はNPO法人が、労働者協同組合に組織変更を行うことが認められています(法附則第4条)。	-
46	労働者協同組合への組織変更	現在、指定管理者に指定しているNPO法人や企業組合が、労働者協同組合法の規定に基づき、労働者協同組合へ組織変更した場合、移行後の労働者協同組合を再度指定する必要がありますか。	現在、指定管理者に指定しているNPO法人や企業組合が、労働者協同組合法附則第4条の規定に基づき、労働者協同組合へ組織変更(※)した場合には、組織変更前後で法人としての人格の同一性が維持されていることから、当該組織変更を理由に、再度指定を行う必要はないと考えられます。 ※(Q.現に活動する企業組合又はNPO法人に認められている労働者協同組合への組織変更とはなんですか。参照) 法人格の変更の方法の一つである組織変更とは、「会社、組合その他の法人が、解散及び新規設立を行わずに、法人としての人格の同一性を維持しながら、定款変更等によってその組織を変更し、従来とは性格及び法律上の根拠を異にする別種の法人となることをいう」と考えられています(学陽書房「法令用語辞典 第10次改訂版」)。 労働者協同組合法においては、法施行日から3年以内に限り、現に活動する企業組合又はNPO法人が、労働者協同組合に組織変更を行うことが認められています(法附則第4条)。	-

No	分類	質問内容	回答	関連条文
47	労働者協同組合への組織変更	NPO法人、企業組合から移行する場合の期間はどのぐらいかかりますか。	2か月程度かかります。 移行に当たっては組織変更を議決するための総会を開く必要があり、その案内を開催日の2週間前までにする必要があります。総会後は議決の内容等を官報等で公告する必要があります。官報公告は申請から2週間程度要します。公告期間は1か月は必要となります。総会までには新法人の定款、組織変更計画の作成などが必要となります。定款や組織変更計画の作成期間は組織の規模等によって異なってくるため一概には言えませんが、総会の案内から官報等の公告期間までは最低2か月間かかる見込みです。	企業組合 →附則5、6、11、12条 NPO →附則6(※)、11(※)、12(※)、16(※)は準用
48	労働者協同組合への組織変更	NPO法人、企業組合から組織変更する場合の留意点はありますか。	組織変更により、NPO法人や企業組合から労働者協同組合へ移行する場合、その前後で異なる法令に基づいて会計書類の作成や事業年度の設定をすることとなります。組織変更のあった時点でNPO法人や企業組合の事業年度が締まることに伴い、確定申告等や決算書類承認のための総会が必要になるため、事業年度の途中に移行を検討している法人は、事前に税務署等の関係機関とも十分相談のうえ進めることが重要と考えます。	-
49	労働者協同組合への組織変更	NPO法人、企業組合から組織変更した後、これらの法人を所管していた行政庁には何か届け出る必要はありますか。	効力発生日から2週間以内に法務局へ形式的な解散登記、設立登記をすることとされていますが、登記手続き完了後遅滞なく、NPO法人、企業組合を所管していた行政庁に、組織変更した旨の届出を行う必要があります。 組織変更後届出様式例等は厚生労働省ウェブサイトや労働者協同組合法の手引きをご確認ください。 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_14982.html	-
50	労働者協同組合への組織変更	組織変更時の代表理事はどのように決めたらよいでしょうか。	代表理事は理事会で、理事の中から選定することが原則です。そのため、効力発生日以降に理事会を開催して選定してください。その他に、(ア)組織変更計画書において、定款に定める事項として代表理事の氏名を記載しておき、当該組織変更計画書を承認する方法(組織変更後の労働者協同組合の代表理事の定め方が別に設けられている場合には、組織変更後最初の代表理事に限る旨を明示しておく必要があります。)、(イ)定款に理事の互選による旨の規定を置き、理事が互選する方法する方法を採用することも可能と考えられます。	-
51	特定労働者協同組合	特定労働者協同組合とはなんですか。	特定労働者協同組合とは、労働者協同組合法等の一部を改正する法律(令和4年法律第71号)により設けられた新しい類型の労働者協同組合です。 労働者協同組合のうち、非営利性を徹底した組合であることについて都道府県知事の認定を受けた組合のことで(法第94条の2)、税制上の措置が講じられています。 認定を受けるためには一定の基準に適合する必要があります。(法第94条の3) ① 定款に剰余金の配当を行わない旨の定めがあること。 ② 定款に、解散時に組合員に出資額限度で分配した後の残余財産は国・地方公共団体・他の特定労働者協同組合に帰属する旨の定めがあること。 ③ ①②の定款違反行為を行うことを決定し、又は行ったことがないこと。 ④ 各理事の親族等の関係者が理事総数の3分の1以下であること。 認定を受けようとする労働者協同組合は、定款、役員名簿等の書類を添付した申請書を都道府県知事に提出しなければなりません(法第94条の5)。なお、欠格事由として一定の事由に該当する労働者協同組合は、認定を受けることができないことになっています(法第94条の4)。 認定申請時の添付書類様式例等は厚生労働省ウェブサイトや労働者協同組合法の手引きをご確認ください。 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_14982.html	-
52	特定労働者協同組合	特定労働者協同組合に適用される税制上の措置を教えてください。	特定労働者協同組合は、一部の取扱を除き、法人税法上の公益法人等として取り扱われます。主な税制上の措置は以下のとおりです。 なお、通常の労働者協同組合は法人税法上の普通法人として取り扱われます。 ・法人税について、各事業年度の所得のうち収益事業から生じた所得以外の所得について非課税となること。 ・出資金の額が1千万円を超えると税率が上がる法人住民税均等割について、出資金の額にかかわらず最低税率が適用されること。 ・出資金の額が1億円を超える普通法人に適用される法人事業税外形標準課税について、非課税となること。 ・公益法人等の軽減税率及び寄附金の損金不算入制度については適用されず、普通法人と同様の扱いとなること。	-
53	特定労働者協同組合	特定労働者協同組合が遵守しなければならない事項について教えてください。	特定労働者協同組合は、通常の労働者協同組合に適用される規則に加えて、主に次の事項を遵守しなければなりません。詳しい内容は、本特設サイトの「労働者協同組合とは」の「特定労働者協同組合」の項目をご確認ください。 ・認定後も、剰余金の配当禁止や残余財産の処分制限等を遵守すること。 ・報酬規程等(役員報酬や労働者の給料に関する規程やその支給状況等の書類等)を作成、公開し、行政庁へ提出すること。 ・特定労働者協同組合は、外部監事を置くこと。 これらが遵守されない場合は、認定が取り消されることとなります。	-
54	特定労働者協同組合	特定労働者協同組合の認定は、数年置きに更新するのでしょうか。	更新の必要はありません。組合が認定申請を行って、特定労働者協同組合に認定されると、認定が取り消されない限り有効です。なお、通常の組合と同様に、役員や定款の変更があった場合や毎年度の決算書類等は行政庁に提出しなければなりません。	-

No	分類	質問内容	回答	関連条文
55	特定労働者協同組合	労働者協同組合から特定労働者協同組合となるにあたって、税務上の留意事項はありますか。	労働者協同組合(法人税法上の「普通法人」)から特定労働者協同組合(法人税法上の「公益法人等」)へ移行する場合、また、特定労働者協同組合(法人税法上の「公益法人等」)から労働者協同組合(法人税法上の「普通法人」)へ移行する場合には、法人区分の変更時に事業年度が区分されることになります。事業年度の区分により確定申告等や決算書類承認のための総会が必要となるため、事業年度の途中での移行を検討している場合は、事前に税務署等の関係機関とも十分相談のうえ進めるようにしてください。	-
56	特定労働者協同組合	新規設立や組織変更によって、直接、特定労働者協同組合になることはできますか。	特定労働者協同組合の認定申請は、労働者協同組合のみが行えます。そのため、まずは通常の労働者協同組合として新規設立、組織変更したうえで、特定労働者協同組合の認定申請を行ってください。 なお、あらかじめ特定労働者協同組合になることを検討している場合には、定款変更のための総会を開かなくてはならず、当初に作成する定款を特定労働者協同組合の認定基準に適合したものとなるようにしておくことが考えられます。	-
57	その他	労働者協同組合と他の法人組織との違いについて教えてください。	厚生労働省ホームページに掲載の「労働者協同組合法パンフレット」に記載のある一覧表のとおりです。 厚生労働省ホームページ https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_14982.html	-
58	その他	社会保険(健康保険・厚生年金)に加入(適用)できますか。	法人事業所で常時従業員を使用する事業所は厚生年金保険と健康保険の加入が義務付けられています。このため、労働者協同組合は厚生年金保険と健康保険の適用事業所となります。 したがって、労働者協同組合に使用される組合員等は厚生年金保険と健康保険の被保険者となります。また、2022年10月から、従業員数501人以上の企業に加え、従業員数101人～500人の企業で働き、一定の要件を満たす短時間労働者が新たに社会保険の適用対象になりました。 新たに労働者協同組合を設立した場合は、管轄の年金事務所又は健康保険組合に新規適用届を提出します。また、厚生年金保険・健康保険の適用要件に該当する組合員については、資格取得届を提出し、厚生年金保険・健康保険の資格取得を行います。 厚生年金保険・健康保険に関する詳しい情報は以下のウェブサイトをご覧ください。 ▶厚生労働省ホームページ 年金・日本年金機構に関する情報 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/nenkin/nenkin/index.html ▶日本年金機構ウェブサイト https://www.nenkin.go.jp/index.html ▶厚生労働省 社会保険適用拡大特設サイト https://www.mhlw.go.jp/tekiyokakudai/	-
59	その他	労働保険(労災保険・雇用保険)への加入義務について。	常勤、非常勤(パート)などの雇用形態にかかわらず一人以上労働者を雇っている(労働の対価として賃金の支払いがある)事業場は加入が義務付けられています。これは労働者協同組合でも同様となります。 新たに労働者協同組合を設立した場合、所轄の労働基準監督署で労働保険の成立手続きを行います。その後、雇用保険の適用要件に該当する組合員については、所轄の公共職業安定所に適用事業所設置届を提出し法人の雇用保険の適用事業所設置の手続きを行い、併せて資格取得届を提出し組合員の雇用保険の資格取得の手続きを行います。 すでに法人を運営している組織が労働者協同組合に移行した場合、最初に所轄の労働基準監督署で労働保険の変更手続きを行い、その後所轄の公共職業安定所にて雇用保険の変更手続きを行います。雇用保険の加入期間は継続されます。 労働保険に関する詳しい情報は以下のウェブサイトをご覧ください。 ▶ 厚生労働省ホームページ 労働保険について https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou.roudou/roudoukijun/zigyonushi/zigyonushi.hoken.html ▶厚生労働省ホームページ 労働保険制度(制度紹介・手続き案内) https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou.roudou/roudoukijun/hoken/980916.1.html ▶パンフレット「事業主のみなさまへ 労働保険の成立手続きはありますか」 https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/hoken/040330-2.html ▶パンフレット「雇用保険事務手続きの手引き」 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000131698.html	-
60	その他	就業規則のモデルがあれば教えてください。	厚生労働省のホームページにモデル就業規則があります。 (https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou.roudou/roudoukijun/zigyonushi/model/index.html)	-

No	分類	質問内容	回答	関連条文
61	その他	労働条件通知書のモデルがあれば教えてください。	労働契約締結に際し示す必要がある労働条件通知書については厚生労働省が示している労働条件通知書を参照ください。 (https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/roudoujouken01/index.html)	-
62	その他	労働者協同組合は労働組合とは違うものですか。	名称は似ていますが、両者は異なる団体です。 労働組合は、憲法第28条の労働基本権の理念に基づき、労働組合法により、対等的労使関係の下、労働者の労働条件の交渉のために組織されるものです。 労働者協同組合は、組合員が出資し、組合員の意見を反映した事業の運営を行い、組合員自らその事業に従事するという基本原理とする組織です。	-
63	その他	さっそく新規設立や組織変更を行いたいのですが、いつから始めることができますか。	労働者協同組合法の施行日である令和4年10月1日から効力が発生します。 施行日以降に行う創立総会等の公告等の手続きの流れについては以下の資料をご参照ください。 (https://www.mhlw.go.jp/content/11909000/000970361.pdf)	-